

八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金交付要綱

(令和7年3月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市ふるさと支援寄附の返礼品（以下「返礼品」という。）の基準を満たし、全国的な流通が見込まれる地場産品（市内において生産された物品、提供されるサービスその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の開発及び改良を支援するため、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内で事業を営む個人事業者又は団体

イ 市内に本店、支店又は店舗等の事業所を有する法人

(2) 返礼品の提供事業者であること又は返礼品の提供事業者となる見込みがあること。

(3) 補助金に係る地場産品を、電子商取引サービスを提供するウェブサイトにおいて流通させること又は返礼品として提供する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 個人事業者にあつては本人が、団体にあつてはその代表者が、法人にあつては法人又はその代表者が市税又は税外徴収金を滞納しているとき。

(2) 個人事業者にあつては本人が、団体にあつてはその代表者が、法人にあつては法人又はその代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。この場合において、対象事業に係る地場産品は、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づく総務大臣が定める基準並

びに物品又は役務に類するもの等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に規定する返礼品等の基準を満たすものでなければならない。

- (1) 新たに地場産品の開発を行う事業
- (2) 地場産品及び地場産品の提供に係る物品の改良を行う事業
- (3) 地場産品の販売促進に関する事業

2 前項の場合において、対象事業の実施に当たり、公序良俗に反すること又は宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を行ってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条の規定による補助金の交付決定（以下「補助金交付決定」という。）を受けた日から対象事業が完了した日までの間に支払を行った経費であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 専門家による助言等に係る費用
- (2) 包装等のデザイン及び印刷費
- (3) 販売促進資材等作成費（補助金交付決定を受ける前から使用しているものと同様のものの作成費を除く。）
- (4) 開発等に係る原材料費及び加工委託費
- (5) 成分分析費及び検査費
- (6) 商標登録等に係る経費
- (7) 機械等の設備費（商品の開発等のために新たに必要となる場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の実施に必要と市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税、収入印紙代、銀行振込手数料等の手数料等
- (2) 買換え、増設等を目的とする器具、備品、消耗品等の購入費
- (3) 通信費及び光熱水費
- (4) 電子計算機（ソフトウェアを含む。）、デジタルカメラ等の対象事業以外の用途が見込まれる設備に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費のうち、本市、国、県その他の機関から補助金その他これらに類するものの交付を受けている経費を除いたものの合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費見積書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金変更承認申請書(様式第5号)に必要な資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のときは、この限りでない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、これを審査して承認の可否を決定し、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、対象事業が完了した日から1月を経過した日又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費確定書(様式第8号)
- (2) 開発等の実施状況又は成果を証する資料の写し又は写真
- (3) 領収書等の対象事業に要した経費を証する資料の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市ふるさと納税地場産品開発支援補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により交付決定を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係資料の保管）

第14条 交付決定者は、対象事業に係る経費の収支を明らかにした資料、帳簿等を整備し、対象事業の完了後3年間保管しておかななければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金について適用する。